

## ○被害者連絡制度運用要綱の制定について

令和5年7月13日  
例規第22号県警察本部長  
各部長  
各所属長

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の規定に基づき、次のとおり被害者連絡制度運用要綱を制定し、令和5年7月13日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、被害者連絡制度運用要綱の制定について（平成19年8月29日例規第6号）は、令和5年7月13日限り廃止する。

### 被害者連絡制度運用要綱

#### 第1 目的

この要綱は、警察と被害者及びその家族又は遺族（以下「連絡対象者」という。）との相互連絡（以下「被害者連絡」という。）を組織的かつ確実に実施するための制度（以下「被害者連絡制度」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 被害者連絡の基本

- 1 被害者連絡制度は、連絡対象者の抱く不安を解消し、広く警察活動に対する県民の信頼と協力を得ようとするものであるため、その趣旨を踏まえ、真に連絡対象者の置かれている立場を理解し、連絡対象者に対しては誠意をもって接し、その尊厳を傷つけることのないよう留意しつつ、積極的に推進していかなければならない。
- 2 被害者連絡制度の運用に当たっては、事件関係者のプライバシーの保護に細心の注意を払わなければならない。

#### 第3 被害者連絡の対象者

被害者連絡の対象者は、身体犯、重大な交通事故事件及び警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「所属長等」という。）が被害者連絡を行うことが必要と認めた事件（以下「認定事件」という。）の被害者とし、その適用範囲は、別表に掲げる罪種・事件のとおりとする。

なお、被害者が18歳未満である場合は原則としてその保護者に、被害者が死亡等により連絡できない状況にある場合はその家族又は遺族に連絡するものとする。

#### 第4 警察本部事件主管課長等の責務

- 1 警察本部の事件主管課長は当該主管事件の被害者連絡について、地域部地域課長は被害者連絡のうち連絡対象者への訪問・連絡活動（以下「訪問活動等」という。）について、それぞれの事務が適切に行われるよう指導しなければならない。
- 2 警察本部の事件主管課長及び地域部地域課長は、被害者連絡が2以上の警察署の管轄区域にわたるときは、関係する警察署との連絡及び調整に当たるものとする。

#### 第5 連絡体制等

被害者連絡は、原則として、被害が発生した場所を管轄する所属が担当するものとし、その体制等は、次のとおりとする。

##### (1) 所属長

所属長は、警察署にあっては対象事件の捜査を担当する課長を、本部所属にあっては警部以上の階級にある警察官を連絡責任者に指定するとともに、被害者連絡の実施状況を把握し、被害者連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

##### (2) 連絡責任者

ア 連絡責任者は、原則として、当該事件の捜査を担当し、連絡対象者から事情聴取を行う捜査員（触法少年事件に携わる警察職員を含む。）を連絡担当者に指定するとともに、第6の規定に基づき、被害者連絡が確実に実施されるよう具体的な指導を行うものとする。

イ 連絡責任者は、身体犯に係る連絡対象者が地域警察官による訪問活動等を希望した場合は、当該連絡対象者の住居地を管轄する警察署（以下「住居地管轄警察署」という。）の署長の承認を得た上で、当該警察署の地域課長（長野中央警察署及び松本警察署にあっては地域第一課長、地域課が置かれていない警察署にあっては地域・交通課長。以下同じ。）に被害者連絡経過票（以下「経過票」という。）の写しを交付するなどして訪問活動等を依頼するものとする。

ウ 連絡責任者は、身体犯の対象事件を認知したとき及び連絡対象者が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望したときは、自所属又は住居地管轄警察署の総務課（被害者支援係が置かれている警察署にあっては被害者支援係）にその旨を連絡するものとする。

(3) 連絡担当者

連絡担当者は、自所属の被害者支援係又は長野県指定被害者支援制度運用要綱の制定について（平成12年3月9日例規第5号）第2の(4)に規定する指定被害者支援要員と緊密に連携するなどして被害者連絡を確実にを行い、連絡を行った場合は、原則として、経過票を作成するものとする。

(4) 訪問責任者

ア 警察署長（以下「署長」という。）は、連絡責任者から訪問活動等の依頼を受けた地域課長を訪問責任者に指定するものとする。

イ 訪問責任者は、原則として、連絡対象者の住居地を巡回連絡の受持区とする地域警察官を訪問担当者に指定するものとする。ただし、女性の連絡対象者が女性警察官による訪問活動等を希望した場合は、受持区によることなく、女性警察官の中から訪問担当者を指定するよう努めるものとする。

ウ 訪問責任者は、訪問活動等の実施の都度、連絡責任者にその旨を連絡するとともに、関係する書面を送付するなど、緊密な連携に努めるものとする。

(5) 訪問担当者

訪問担当者は、第7の規定に基づき訪問活動等を行った場合は、原則として、訪問・連絡活動実施報告書（以下「実施報告書」という。）を作成するものとする。

第6 被害者連絡の実施要領

連絡担当者は、連絡対象者に対して所属及び氏名を告げた上、原則として、面接、架電等の方法により、次に掲げる項目について被害者連絡を行うものとする。

(1) 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事件を認知したときなどの捜査の初期段階において、被害者の手引等の情報提供資料を交付した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について教示すること。

(2) 被疑者の検挙又は送致までの捜査状況

事件を認知した後、次表の区分に応じてそれぞれ同表に掲げる期間を経過した時点で被疑者の検挙又は送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡すること。この場合において、該当する期間の全てが経過した後は、同表に掲げる期間経過後の措置により連絡すること。

	区分	期間	期間経過後の措置
身体犯	被害者死亡事件	おおむね2か月、6か月及び1年	原則として、少なくとも1年に1度、定期的に行う。
	上記以外の身体犯	おおむね2か月	連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案した上で、状況に応じて行う。
重大な交通事故事件	死亡ひき逃げ事件	おおむね2週間、2か月、6か月及び1年	原則として、少なくとも1年に1度、定期的に行う。
	上記以外のひき逃げ事件	おおむね2週間	連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案した上で、状況に応じて行う。
	交通死亡事故、全	おおむね1か月	状況に応じて行う。

	治 3 か月以上の重傷 交通事故、危険運転 致死傷罪等に該当す る事件	
認定事件	連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案した上で、 状況に応じて行う。	

(3) 被疑者の検挙状況

ア 被疑者を逮捕又は送致（触法少年事件における児童相談所への送致又は通告を含む。）した場合は、速やかに（検挙状況について広報するときは、広報前に）被疑者検挙の旨、被疑者の人定（氏名、年齢及び住居地をいう。以下同じ。）その他必要と認められる事項（以下「人定等」という。）について連絡すること。

イ 被疑者が犯罪少年の場合で、連絡対象者に被疑者の人定等を連絡することにより被疑者の健全育成を害するおそれがあると認められるとき又は被疑者が触法少年のときは、被疑者に代えてその保護者の人定等を連絡するものとする。この場合において、連絡担当者は、連絡後速やかに当該保護者に対して保護者の人定等を連絡対象者に連絡した旨を連絡するものとする。

ウ 連絡対象者に対し再犯のおそれがあると認められる被疑者を逮捕した場合において、当該被疑者を送致する前に釈放するなどしたときは、速やかにその旨及び理由について連絡対象者に連絡するものとする。

(4) 逮捕被疑者の処分状況

逮捕被疑者が成人の場合は、勾留期間の満了後速やかに送致先検察庁、処分結果（起訴、不起訴、処分保留等）、公訴提起先裁判所（起訴の場合に限る。）その他必要と認められる事項について、少年の場合は、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁及び送致した家庭裁判所について連絡するものとする。

第 7 訪問活動等の実施要領

1 訪問活動等は、原則として訪問活動等を希望した連絡対象者の住居地を訪問担当者が訪問し、連絡対象者と面接することにより行うものとし、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うほか、警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。

2 訪問担当者は、指定を受けてから 1 週間以内に初回の訪問活動等を行うものとする。ただし、経過票の写しの記載内容その他の情報から訪問活動等を迅速に行う必要がある場合は、可能な限り早急に行うものとする。

3 訪問担当者は、訪問活動等を実施（連絡対象者が訪問活動等を希望しないことが判明した場合を含む。）した都度、実施報告書を作成して訪問責任者に報告するものとする。

4 訪問責任者は、訪問担当者から実施報告書を受領したときは、次に掲げるとおり措置するものとする。

(1) 保管する経過票の写しに訪問活動等の経過を記録し、当該実施報告書を経過票の写しに添付して活動の経過を所属長に報告する。

(2) 当該実施報告書の写しを連絡責任者（当該警察署が住居地管轄警察署であるときには、被害者連絡を実施する警察署（以下「連絡担当警察署」という。）の連絡責任者）に送付する。

(3) 受領した実施報告書を整理保管する。

5 訪問活動等は、原則として 1 か月に 1 回程度行うものとする。

6 訪問責任者は、初回の実施からおおむね 2 か月を経過した時点で、連絡対象者の意思を確認し、連絡対象者の同意が得られた場合は、連絡責任者と協議の上、所属長の承認を得て訪問活動等を打ち切ることができるものとする。

7 5 又は 6 の規定にかかわらず、連絡対象者から訪問活動等の頻度又は実施期間について希望があった場合は、連絡対象者の希望を踏まえた上で訪問活動等の頻度又は実施期間を定めるものとする。

第 8 被害者連絡に際しての配慮事項

1 連絡及び訪問活動等に関する配慮事項

- (1) 被害者連絡に当たっては、捜査の方針、捜査の内容、鑑識資料等捜査の秘密にわたる具体的内容について不用意に漏らすことのないようにすること。
- (2) 連絡対象者及びその関係者の素行、言動等により、これらの者による被疑者への報復の可能性が認められるなど、連絡及び訪問活動等（以下「連絡等」という。）を行うことが適当でない場合には、連絡等を行わないものとする。
- (3) 暴力団犯罪の連絡対象者への被害者連絡については、長野県警察保護対策実施要綱の制定について（平成24年4月23日例規第10号）に基づく保護対策の実施との調整を図るものとする。
- (4) 連絡等の際には、連絡対象者に対して、被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者（被疑者が少年の場合に限る。）のプライバシーの重要性について説明を行い、当該被疑者等のプライバシーに関する紛議事案が起ることのないよう配慮するものとする。
- (5) 少年事件の場合は、少年の健全育成の重要性について説明を行うとともに、触法少年事件の場合は、少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨や刑法（明治40年法律第45号）第41条の規定による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成についての十分な配慮を行うものとする。
- (6) 被疑者が責任無能力者又はその疑いのある者の場合は、可能な限り当該被疑者の保護者の了解を得た上で被害者連絡を行うこと。

## 2 連絡対象者からの説明要望に対する組織的対応

### (1) 連絡担当者が説明を求められた場合

ア 連絡対象者から刑事手続等について説明を求められた場合は、連絡担当者が適切に説明を行うこと。

イ 連絡担当者及び訪問担当者（以下「連絡担当者等」という。）は、連絡対象者から説明要望等を聴取した結果、それが複雑な擬律判断に係る説明要望である場合、捜査結果等に対して連絡対象者の理解が十分得られておらず組織的な対応が必要と認められる場合その他必要があると認められる場合は、説明要望事項及びそれに対する対応方針等について所属長の指揮を受け、改めて連絡対象者に説明を行うこと。

なお、説明要望事項の内容等を勘案し必要があると認められる場合は、連絡責任者が説明を行うとともに、説明は可能な限り面談により行うよう努めること。

### (2) 連絡担当者等の不在時に説明を求められた場合

連絡担当者等が不在である時に説明を求められた場合は、連絡責任者、訪問責任者その他連絡対象者に対する説明を行うことが適当と認められる者が対応をとった上、経過票等を作成すること。

なお、連絡責任者等による対応をとることができない場合は、説明を求めてきた連絡対象者に対し、連絡担当者等による対応は困難であり、改めてこちらから連絡する旨を丁寧に説明して理解を得るとともに、経過票を作成するなどして連絡担当者等に確実に引き継ぐこと。

## 3 関係機関・団体への引継ぎ

連絡対象者が説明を求める事項のうち、警察以外の機関又は団体において説明を行った方が適切であると認められる事項については、当該機関等からの説明が行われるよう引継ぎを行うこと。この場合において、単に連絡対象者に当該機関等の名称、連絡先等を教示するだけでなく、当該機関等に警察から連絡するなどして確実に引継ぎを行うこと。

## 第9 経過票の作成等

- 1 警察署及び交通部高速道路交通警察隊における経過票の作成及び管理は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 連絡担当者は、被害者連絡を行った都度、経過票に必要事項を記載して連絡責任者に報告するものとする。
  - (2) (1)の報告又は第7の4の(2)の送付を受けた連絡責任者は、当該経過票を整理保管するとともに、被害者連絡の実施状況を所属長等に報告するものとする。
- 2 警察署における訪問活動等に関する希望確認及び経過票の写しの送付は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 連絡担当警察署の連絡担当者は、身体犯の連絡対象者の事情聴取又は被害者連絡を行うときに、地域警察官による訪問活動等の実施に係る希望の有無を確認し、その結果を経過票に記載して連絡

責任者を経て所属長に報告するものとする。

(2) 連絡対象者が訪問活動等の実施を希望している旨の報告を受けた所属長は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの措置を講ずるものとする。

ア 当該連絡対象者の住居地を管轄している場合  
自署の地域課長に経過票の写しを送付する。

イ 当該連絡対象者の住居地を管轄していない場合

住居地管轄警察署の署長とあらかじめ協議した上で、経過票の写しを送付し、訪問活動等の実施を依頼する。

(3) (2)のイにより訪問活動等の実施を依頼した連絡担当警察署の連絡担当者は、依頼に係る経過票に変更又は追加があった場合は、その都度経過票の写しを住居地管轄警察署の連絡担当者に送付するものとする。

(別表) (第3関係)

区分	罪種・事件
身体犯及び重大な交通事故事件	<p>1 身体犯（未遂罪の規定があるものは、未遂を含む。）</p> <p>(1) 殺人罪（刑法第199条の罪）</p> <p>(2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪）</p> <p>(3) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪）</p> <p>(4) 不同意性交等罪（刑法第177条の罪）</p> <p>(5) 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪）</p> <p>(6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪）</p> <p>(7) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）</p> <p>(8) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪）</p> <p>(9) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪）</p> <p>(10) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2）</p> <p>(11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪）</p> <p>(12) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪）</p> <p>(13) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）</p> <p>(14) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）</p> <p>(15) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）</p> <p>(16) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1月以上の傷害を負ったもの</p> <p>(17) (1)から(16)の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）</p> <p>2 重大な交通事故事件</p> <p>(1) 死亡ひき逃げ事件 車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件</p> <p>(2) ひき逃げ事件 車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件</p> <p>(3) 交通死亡事故等 (1)及び(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3月以上の傷害を負った事故</p>

	<p>(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件</p> <p>(1)、(2)及び(3)のほか、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条に規定する危険運転致死傷罪、同法第6条第1項に規定する無免許危険運転致傷罪並びに同法第6条第2項に規定する無免許危険運転致死傷罪に該当する事件</p>
認定事件	所属長等が被害者連絡を行うことが必要と認めた事件

様式 (略)